

特定秘密の保護に関する法律施行令要綱

第一 総則（第一条関係）

特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とすること。

第二 特定秘密の指定等

一 特定秘密の指定（第二条から第七条まで関係）

1 法第三条第一項の政令で定める者は、検事総長、検事長等とすること。

2 法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長は、法第二条第一号に掲げる機関（内閣官房及び合議制の機関を除く。）の長、同号に掲げる機関（合議制の機関（国家安全保障会議を除く。）に限る。）等とすること。

3 指定に関する記録の作成は、指定及びその解除を適切に管理するための帳簿（以下「特定秘密指定管理簿」という。）に指定をした年月日、指定の有効期間及びその満了する年月日等を記載し、又は記録することにより行うものとする。

4 特定秘密の表示（以下「特定秘密表示」という。）は、特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法等によりするものとする。

5 法第三条第二項第二号の規定による通知は、特定秘密である情報について指定の有効期間が満了する年月日及び特定秘密の概要を記載した書面により行うものとする。

6 行政機関の長は、法第三条第三項の規定により同条第二項第一号に掲げる措置を講じたときは、特定秘密指定管理簿にその旨を記載し、又は記録するものとする。

二 指定の有効期間及び解除（第八条から第十一条まで関係）

1 行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間が満了したときは、旧特定秘密文書等（特定秘密であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の特定秘密表示の抹消等を行うこと、一五の通知を受けた者等にその旨を書面により通知すること等の措置を講ずるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間を延長したときは、一五の通知を受けた者等にその旨を書面に

より通知すること等の措置を講ずるものとする。

3 法第四条第五項の政令で定める措置は、収納物を外部から見ることをできないような運搬容器に特定秘密文書等を収納し、施錠した上で、指名する職員にこれを携行させることとする。

4 行政機関の長は、指定を解除したときは、旧特定秘密文書等の特定秘密表示の抹消等を行うこと、一5の通知を受けた者等にその旨等を書面により通知すること等の措置を講ずるものとする。

### 三 特定秘密の保護措置（第十二条から第十五条まで関係）

1 行政機関の長は、特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名、職員に対する特定秘密の保護に関する教育等の措置の実施に関する規程を定めるものとし、法第五条第一項の政令で定める措置は、この規程に従い、これらの措置を講ずることとする。

2 法第五条第三項の政令で定める事項は、警察本部長による法第三条第二項各号のいずれかに掲げる措置等の措置及び特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名、職員に対する特定秘密の保護に関する教育等の措置の実施に関する事項とすること。

3 法第五条第四項の政令で定める基準は、特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名、従業者

に対する特定秘密の保護に関する教育等の措置の実施に関する規程を定めており、かつ、この規程に従ってこれらの措置を講ずることにより、特定秘密を適切に保護できると認められることとすること。

4 法第五条第五項の政令で定める事項は、適合事業者による法第三条第二項各号のいずれかに掲げる措置等の措置及び特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名、従業者に対する特定秘密の保護に関する教育等の措置の実施に関する事項とすること。

### 第三 特定秘密の提供

#### 一 提供の際の通知（第十六条関係）

特定秘密の提供をする者は、提供を受ける者に対し、指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知するものとする。

#### 二 他の行政機関による特定秘密の保護措置（第十七条関係）

法第六条第二項の政令で定める事項は、他の行政機関の長によるその行政機関において作成した特定秘密文書等に講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置等の措置及び特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名、職員に対する特定秘密の保護に関する教育等の措置の実施に関する事項とすること。

三 その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の保護措置（第十八条関係）

法第十条第一項第一号の政令で定める措置は、特定秘密の提供を受ける者による、特定秘密を利用等する者にそれが特定秘密であることを認識させるために必要な表示等の方法を定めること、特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること等の措置とすること。

#### 第四 適性評価等

一 適性評価を受けることを要しない者（第十九条関係）

法第十一条第七号の政令で定める者は、国家公安委員会委員、公安審査委員会の委員長及び委員等とすること。

二 適性評価の実施の方法（第二十条関係）

行政機関の長又は警察本部長は、適性評価の実施に当たっては、評価対象者に質問票を交付し、記載を求めるなどにより、法第十二条第二項の調査を行うものとする。

三 評価対象者に対する告知等（第二十一条関係）

法第十二条第三項の規定による告知及び同意は、書面により行うものとする。

四 国家公務員法第三十八条各号等に準ずる事由（第二十二條關係）

法第十六条第一項ただし書の政令で定める事由は、国家公務員法第八十一条第二項の規定に基づく人事院規則で定める降任、免職又は降給の事由等とすること。

五 権限又は事務の委任（第二十三條關係）

行政機関の長は、適性評価の権限又は事務のうちその所掌に係るものを、国家公務員法第五十五条第二項の規定により任命権を委任した者等に委任することができるものとすること。

## 第五 附則

一 施行期日（附則第一条關係）

この政令は、法の施行の日から施行するものとする。

二 経過措置（附則第二条及び第四条關係）

所要の経過措置を定めるものとする。

三 關係政令の改正（附則第三条及び第五条關係）

自衛隊法施行令及び内閣官房組織令について所要の改正を行うものとする。

政令第三百三十六号

特定秘密の保護に関する法律施行令

内閣は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第二条第五号、第三条第一項及び第二項、第四条第二項、第五項及び第七項、第五条第一項、第三項（同法第七条第二項において準用する場合を含む。）、第四項及び第五項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）、第六条第二項、第十条第一項第一号、第十一条第七号、第十二条第一項及び第三項（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項ただし書、第十七条並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 特定秘密の指定等

第一節 特定秘密の指定（第二条―第七条）

第二節 指定の有効期間及び解除（第八条―第十一条）

第三節 特定秘密の保護措置（第十二条―第十五条）

第三章 特定秘密の提供（第十六条―第十八条）

第四章 適性評価等（第十九条―第二十三条）

附則

## 第一章 総則

（法第二条第五号の政令で定める特別の機関）

第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める特別の機関は、  
検察庁とする。

## 第二章 特定秘密の指定等

### 第一節 特定秘密の指定

（法第三条第一項の政令で定める者）

第二条 法第三条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 最高検察庁にあつては、検事総長



二 高等検察庁にあつては、その庁の検事長

三 地方検察庁にあつては、その庁の検事正

四 区検察庁にあつては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

(法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長)

第三条 法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長は、次に掲げるとおりとする。

一 法第二条第一号に掲げる機関(内閣官房及び合議制の機関を除く。)、宮内庁、消費者庁、国税庁、文部科学省、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省の長

二 法第二条第一号に掲げる機関(合議制の機関(国家安全保障会議を除く。))に限る。)、公正取引委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会及び会計検査院

三 前条各号に掲げる者

(指定に関する記録の作成)

第四条 法第三条第二項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第十八条第一項の基準（以下「運用基準」という。）で定めるところにより、法第三条第一項の規定による指定（以下単に「指定」という。）及びその解除を適切に管理するための帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

一 指定をした年月日

二 指定の有効期間及びその満了する年月日

三 指定に係る特定秘密の概要

四 指定に係る特定秘密である情報が法別表第一号イからヌまで、第二号イからホまで、第三号イからニまで又は第四号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別

五 法第三条第二項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別

六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項

（特定秘密の表示の方法）

第五条 法第三条第二項第一号の規定による特定秘密の表示（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他

人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）にあつては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

一 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 別記第一様式に従い、その見やすい箇所（印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

二 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第一様式の「特定秘密」の文字及び枠を共に認識することができるようにすること。

三 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 別記第一様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これら

に準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

（通知の方法）

第六条 法第三条第二項第二号の規定による通知は、特定秘密である情報について第四条第二号及び第三号に掲げる事項（同条第二号に掲げる事項にあつては、指定の有効期間が満了する年月日に限る。第十二条第三項において同じ。）を記載した書面により行うものとする。

（法第三条第三項の規定により講じた措置の記録）

第七条 行政機関の長（法第三条第一項本文に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）は、同条第三項の規定により同条第二項第一号に掲げる措置を講じたときは、特定秘密指定管理簿にその旨を記載し、又は記録するものとする。

第二節 指定の有効期間及び解除

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第八条 行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間（延長された場合にあつては、延長後の

有効期間。以下同じ。)が満了したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 当該指定に係る旧特定秘密文書等(特定秘密であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。)について、特定秘密表示の抹消(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第一様式の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにすることを含む。以下同じ。)をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

二 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

イ 当該指定について法第三条第二項第二号又は第五条第二項若しくは第四項の規定による通知を受けた者

ロ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者

三 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

2 前項第一号に規定する「指定有効期間満了表示」とは、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応

じ、当該各号に定めるところによりする指定の有効期間が満了した旨の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をいう。

一 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 別記第二様式に従い、その見やすい箇所、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

二 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第二様式の「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を共に認識することができるようにすること。

三 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 別記第二様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第九条 行政機関の長は、法第四条第二項の規定により指定の有効期間を延長したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

イ 当該指定について法第三条第二項第二号又は第五条第二項若しくは第四項の規定による通知を受けた者

ロ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者

二 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日並びに法第四条第四項の内閣の承認を得たときはその旨及び当該承認の年月日を記載し、又は記録すること。

(内閣に特定秘密を提示する場合の措置)

第十条 法第四条第五項の政令で定める措置は、収納物を外部から見ることをできないような運搬容器に特

定秘密文書等を収納し、施錠した上で、行政機関の長が当該行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員のうちから指名するものに当該運搬容器を携行させることとする。

(指定の解除に伴う措置)

第十一条 行政機関の長は、法第四条第七項の規定により指定を解除したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

二 次に掲げる者に対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を書面により通知すること。

イ 当該指定について法第三条第二項第二号又は第五条第二項若しくは第四項の規定による通知を受けた者

ロ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者

三 特定秘密指定管理簿に当該指定を解除した旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。



2 前項第一号に規定する「指定解除表示」とは、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりする指定を解除した旨の表示（電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。）をいう。

一 特定秘密であつた情報を記録する文書又は図画 別記第三様式に従い、その見やすい箇所（印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

二 特定秘密であつた情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第三様式の「特定秘密指定解除」の文字及び枠を共に認識することができるようにすること。

三 特定秘密であつた情報を記録し、又は化体する物件 別記第三様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

### 第三節 特定秘密の保護措置

(行政機関の長による特定秘密の保護措置)

第十二条 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

- 一 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
- 二 職員に対する特定秘密の保護に関する教育
- 三 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置
- 四 法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定
- 五 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- 六 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
- 七 前二号に掲げるもののほか、特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法

の制限

八 特定秘密の伝達（特定秘密文書等の交付以外の方法によるものに限る。第十八条第八号において同じ。）の方法の制限

九 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査

十 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による特定秘密文書等の廃棄

十一 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生防止その他の措置

十二 前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして運用基準で定める措置

2 法第五条第一項の政令で定める措置は、前項の規程に従い、当該特定秘密に関し同項各号に掲げる措置を講ずることとする。

3 法第五条第二項又は第四項の規定による通知は、当該通知に係る特定秘密である情報について第四条第二号及び第三号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

（都道府県警察による特定秘密の保護措置）

第十三条 法第五条第三項の政令で定める事項は、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下この項及び第二十条において「警察本部長」という。）による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する前条第一項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一 当該特定秘密である情報について講ずる法第三条第二項各号のいずれかに掲げる措置

二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、第八条第二項に規定する指定有効期間満了表示（第十五条第一項第二号イ及び第十七条第二号イにおいて単に「指定有効期間満了表示」という。）をすること。

ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

(1) 法第五条第三項後段の規定により当該警察本部長から前号に掲げる措置（法第三条第二項第二号に掲げる措置に限る。）を受けた者

(2) 法第十条第二項の規定により当該警察本部長から当該特定秘密の提供を受けた者

三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該

指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、第十一条第二項に規定する指定解除表示（第十五条第一項第四号イ及び第十七条第四号イにおいて単に「指定解除表示」という。）をすること。

ロ 第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

2 前項の規定は、法第七条第二項において準用する法第五条第三項の政令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「について講ずる法第三条第二項各号のいずれか」とあるのは「に係る特定秘密文書等であつて当該都道府県警察において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号」と、同項第二号ロ(1)中「第五条第三項後段」とあるのは「第七条第二項において準用する法第五条第三項後段」と読み替えるものとする。

(適合事業者に関する基準)

第十四条 法第五条第四項の政令で定める基準は、第十二条第一項第一号、第三号及び第五号から第十二号までに掲げる措置並びに次に掲げる措置の実施に関する規程を定めており、かつ、当該規程に従ってこれらの措置を講ずることにより、特定秘密を適切に保護することができると認められることとする。

一 代表者、代理人、使用人その他の従業者（次号及び次条第一項第五号において単に「従業者」という。）に対する特定秘密の保護に関する教育

二 法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲の決定

(適合事業者による特定秘密の保護措置)

第十五条 法第五条第五項の政令で定める事項は、当該適合事業者による次に掲げる措置並びに当該特定秘密に関する第十二条第一項第一号、第三号及び第五号から第十二号まで並びに前条各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一 当該特定秘密である情報について講ずる法第三条第二項各号のいずれかに掲げる措置

二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

(1) 法第五条第六項の規定により当該適合事業者から前号に掲げる措置（法第三条第二項第二号に掲げる措置に限る。）を受けた者

(2) 法第十条第三項の規定により当該適合事業者から当該特定秘密の提供を受けた者

三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

ロ 第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

五 当該特定秘密の取扱いの業務を行う従業者について、法第十二条第一項第三号に規定する事情がある  
と認められた場合における当該特定秘密の指定をした行政機関の長に対する報告その他の措置

2 前項の規定は、法第八条第二項において準用する法第五条第五項の政令で定める事項について準用する。  
。この場合において、前項第一号中「について講ずる法第三条第二項各号のいずれか」とあるのは「に係る特定秘密文書等であつて当該適合事業者において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号」と、同項第二号ロ(1)中「第五条第六項」とあるのは「第八条第二項において準用する法第五条第六項」と、同項第五号中「指定」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

### 第三章 特定秘密の提供

(提供の際の通知)

第十六条 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定



により特定秘密の提供をする者は、当該提供を受ける者に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知するものとする。

（他の行政機関による特定秘密の保護措置）

第十七条 法第六条第二項の政令で定める事項は、当該他の行政機関の長による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する第十二条第一項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一 当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等であつて当該他の行政機関において作成したものに就いて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号に掲げる措置

二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

ロ 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

(1) 法第六条第三項の規定により当該他の行政機関の長から前号に掲げる措置（法第三条第二項第二号に掲げる措置に限る。）を受けた者

(2) 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該他の行政機関の長から当該特定秘密の提供を受けた者

三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合において、前号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を書面により通知すること。

四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

ロ 第二号ロ(1)及び(2)に掲げる者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

(その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の保護措置)

第十八条 法第十条第一項第一号の政令で定める措置は、同条(同号(イに係る部分を除く。))に係る部分に限る。)の規定により特定秘密の提供を受ける者による次に掲げる措置とする。

- 一 当該特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が特定秘密であることを認識させるために必要な表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）又は通知であつて、当該提供の目的である業務の遂行に支障のない範囲内とするもの方法を定めること。
- 二 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること。
- 三 当該特定秘密を利用し、又は知る者に対し、特定秘密の保護の重要性を理解させること。
- 四 当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること。
- 五 当該提供の目的である業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすること。
- 六 当該特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用を制限すること。
- 七 前号に掲げるもののほか、当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法を制限すること。
- 八 当該特定秘密の伝達の方法を制限すること。
- 九 当該特定秘密の利用の状況の検査の方法を定めること。
- 十 当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該提供を

した者に対する報告の方法を定めること。

#### 第四章 適性評価等

(適性評価を受けることを要しない者)

第十九条 法第十一条第七号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 国家公安委員会委員
- 二 公安審査委員会の委員長及び委員
- 三 原子力規制委員会の委員長及び委員
- 四 都道府県公安委員会委員

(適性評価の実施の方法)

第二十条 行政機関の長又は警察本部長は、法第十二条第一項又は第十五条第一項の規定による適性評価の実施に当たっては、評価対象者に法第十二条第二項各号に掲げる事項に関する質問票を交付し、これらの事項についての記載を求めるとともに、運用基準で定めるところにより、同項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の調査を行うものとする。

(評価対象者に対する告知等)

第二十一条 法第十二条第三項(法第十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告知及び同意は、書面により行うものとする。

(国家公務員法第三十八条各号等に準ずる事由)

第二十二条 法第十六条第一項ただし書の政令で定める事由は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十一条第二項の規定に基づく人事院規則で定める降任、免職若しくは降給の事由、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第六十三条の規定による降任若しくは免職の事由又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十七条第二項の規定に基づく条例で定める休職若しくは降給の事由若しくは同法第二十九条の二第二項の規定に基づく条例で定める降任、免職若しくは降給の事由とする。

(権限又は事務の委任)

第二十三条 行政機関の長は、法第五章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、国家公務員法第五十五条第二項の規定により任命権を委任した者(防衛大臣にあつては、自衛隊法(昭和二十九年法律

第六十五号)第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を委任した者)に委任することができる。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十六年十二月十日)から施行する。

### (経過措置)

第二条 法附則第二条の政令で定める日の前日までの間においては、第十二条第一項第四号及び第十四条第二号の規定の適用については、これらの規定中「法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができる」とされる者のうちからの特定秘密」とあるのは、「特定秘密」とする。

### (自衛隊法施行令の一部改正)

第三条 自衛隊法施行令の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の行動及び権限等」を「自衛隊の行動及び権限」に改め、「第五節 防衛秘密(第一百三条の二―第一百三十三条の十四)」を削る。

第六章の章名を次のように改める。

## 第六章 自衛隊の行動及び権限

第六章第五節を削る。

第二百十条の十五第一項第一号中「別表第十二」を「別表第十一」に改める。

別表第十一を削り、別表第十二を別表第十一とする。

(自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に法附則第五条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件について前条の規定による改正前の自衛隊法施行令（以下この条において「旧自衛隊法施行令」という。）第百十三条の八の規定により防衛秘密管理者が講じた防衛秘密の表示をする措置は、施行日において防衛大臣が当該情報に係る特定秘密文書等についてした特定秘密表示とみなす。

2 施行日前に旧自衛隊法施行令第百十三条の十一第一項の規定により防衛大臣が防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に対して交付させた防衛秘密に係る文書、図画若しくは

物件又は伝達させた防衛秘密であつて、施行日の前日において当該行政機関が現に保有するものは、施行日において防衛大臣が法第六条第一項の規定により当該行政機関に提供した特定秘密である情報に係る特定秘密文書等又は当該特定秘密とみなす。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく」とする。

3 この政令の施行の際現に効力を有する防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業としている者については、当該契約が終了する日又は法附則第二条の政令で定める日の前日のいずれか早い日までの間は、その者を法第八条第一項に規定する適合事業者と、当該契約を同項に規定する契約とみなして、同項及び同条第二項（法第五条第六項の規定の準用に係る部分に限る。）の規定を適用する。

4 施行日前に旧自衛隊法施行令第一百三十一条の規定により防衛大臣が前項に規定する者に対して交付させた防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件又は伝達させた防衛秘密であつて、施行日の前日においてその者が現に保有するものは、施行日において防衛大臣が同項の規定によりみなして適用される法第八条第一項の規定によりその者に提供した特定秘密である情報に係る特定秘密文書等又は当該特定秘密



とみなす。

(内閣官房組織令の一部改正)

第五条 内閣官房組織令(昭和三十二年政令第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

内閣情報調査室においては、次の事務をつかさどる。

一 内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務(各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。)

二 次に掲げる事務のうち特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。)の保護に関するもの(内閣広報室においてつかさどるものを除く。)

イ 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

ロ 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

ハ 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

ニ イからハまでに掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

別記第一様式（第五条関係）

特 定 秘 密

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

別記第二様式（第八条関係）

秘 密 指 定  
期 間 満 了

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

定効
特有

別記第三様式（第十一条関係）

密除
秘解
定定
特指

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

## 理由

特定秘密の保護に関する法律の施行に伴い、特定秘密の表示の方法、指定の有効期間の満了に伴う措置、行政機関の長による特定秘密の保護措置、適性評価の実施の方法等を定める必要があるからである。

特定秘密の保護に関する法律施行令 新旧対照表 目次

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）	・ ・ ・ ・ ・	1
○内閣官房組織令（昭和三十三年政令第二百十九号）	・ ・ ・ ・ ・	7

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 自衛隊の行動及び権限</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>（削る）</p> <p>第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六章 自衛隊の行動及び権限</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 自衛隊の行動及び権限等</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 防衛秘密（<u>第百十三条の二―第百十三条の十四</u>）</p> <p>第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六章 自衛隊の行動及び権限等</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 <u>防衛秘密</u></p> <p>（<u>標記の方法</u>）</p> <p><u>第百十三条の二</u> 法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならぬ。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。</p> <p>（<u>通知の方法</u>）</p> <p><u>第百十三条の三</u> 法第九十六条の二第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。</p>

(削る)

らない。

(他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務)

第百十三条の四 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

一 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。  
二 防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。

三 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手續に関すること。

四 防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下この節において同じ。）の手續に関すること。

五 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

六 当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

七 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

(契約業者における防衛秘密の取扱いの業務)

第百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一 防衛秘密の保護上必要な措置に関し役員及び職員が遵守すべき規則を定めていること。

二 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。

三 防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員に防衛秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っていること。

(削る)

四 防衛秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他防衛秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。

2 契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関すること。

二 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手續に関すること。

三 防衛秘密の伝達の手続に関すること。

四 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。

五 当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。

六 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

(防衛秘密管理者)

第百十三条の六 防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「防衛秘密管理者」という。）を指名するものとする。

(防衛秘密の指定に伴う措置)

第百十三条の七 防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

(防衛秘密の表示)

第百十三条の八 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第百十三条の二の規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を

(削る)

(削る)

(削る)



(削る)

記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示することが困難である場合は、この限りでない。

(防衛秘密の周知)

第百十三条の九 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

(職員の範囲の指定)

(削る)

第百十三条の十 防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

(他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置)

(削る)

第百十三条の十一 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2 前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

(防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置)

(削る)

第百十三条の十二 防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図

(削る)

(削る)

(償還金の金額)

第二百二十条の十五 法第九十九条第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第六十四条の二に規定する防衛医科大学卒業生（以下「卒業生」という。）の当該教育訓練の修了の時以後初めて離職した日（以下「離職の日」という。）が当該教育訓練の修了の日（以下「卒業日」という。）の属する月に属する場合 別表第十一の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額
- 二 (略)

2・3 (略)

別表第一〜別表第十 (略)

(削る)

画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

(防衛秘密の取扱いの管理のための措置)

第百十三条の十三 防衛秘密管理者は、第百十三条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

(委任規定)

第百十三条の十四 この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

(償還金の金額)

第二百二十条の十五 法第九十九条第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

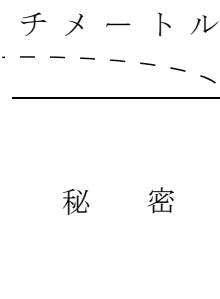
- 一 法第六十四条の二に規定する防衛医科大学卒業生（以下「卒業生」という。）の当該教育訓練の修了の時以後初めて離職した日（以下「離職の日」という。）が当該教育訓練の修了の日（以下「卒業日」という。）の属する月に属する場合 別表第十二の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額
- 二 (略)

2・3 (略)

別表第一〜別表第十 (略)

別表第十一（第百十三条の二関係）

二・五センチメートル



別表第十一

(略)

別表第十二

(略)

備考

- 一 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。
- 二 図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。

五 セ ン

防 衛

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（内閣情報調査室）</p> <p>第四条 内閣情報調査室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）</p> <p>二 次に掲げる事務のうち特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）の保護に関するもの（内閣広報室においてつかさどるものを除く。）</p> <p>イ 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務</p> <p>ロ 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務</p> <p>ハ 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務</p> <p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務</p> <p>2 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（内閣情報調査室）</p> <p>第四条 内閣情報調査室においては、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）をつかさどる。</p> <p>2 （略）</p>

特定秘密の保護に関する法律施行令参照条文

目次

○特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)	(抄)	一
○国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)	(抄)	十一
○自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)	(抄)	十一
○地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)	(抄)	十五
○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)	(抄)	十五
○内閣官房組織令(昭和三十三年政令第百十九号)	(抄)	十六

特定秘密の保護に関する法律施行令参照条文

○特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)

目次

第一章～第四章 (略)

第五章 適性評価(第十二条―第十七条)

第六章・第七章 (略)

附則

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二～四 (略)

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 (略)

(特定秘密の指定)

第三条 行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関(合議制の機関を除く。))にあつてはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。)は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であつて、公になつていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2 行政機関の長は、前項の規定による指定(附則第五条を除き、以下単に「指定」という。)をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。)若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示(電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。)をすること。

二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

3 行政機関の長は、特定秘密である情報について前項第二号に掲げる措置を講じた場合において、当該情報について同項第一号に掲げる措置を講ずることができることとなったときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。

(指定の有効期間及び解除)

#### 第四条 (略)

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第一項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

#### 3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立つても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて三十年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて六十年を超えることができない。

一 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。別表第一号において同じ。）

二 現に行われている外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報

三 情報収集活動の手法又は能力

四 人的情報源に関する情報

五 暗号

六 外国の政府又は国際機関から六十年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報

七 前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

5 行政機関の長は、前項の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提示することができる。

#### 6 (略)

7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

(特定秘密の保護措置)

第五条 行政機関の長は、指定をしたときは、第三条第二項に規定する措置のほか、第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

2 警察庁長官は、指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密（第七条第一項の規定により提供するものを除く。）で都道府

県警察が保有するものがあるときは、当該都道府県警察に対し当該指定をした旨を通知するものとする。

3 前項の場合において、警察庁長官は、都道府県警察が保有する特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該都道府県警察による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該都道府県警察に指示するものとする。この場合において、当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、当該指示に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

4 行政機関の長は、指定をした場合において、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めるときは、物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）との契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該指定をした旨を通知した上で、当該指定に係る特定秘密（第八条第一項の規定により提供するものを除く。）を保有させることができる。

5 前項の契約には、第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の規定により特定秘密を保有する適合事業者が指名して当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）の範囲その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について定めるものとする。

6 第四項の規定により特定秘密を保有する適合事業者は、同項の契約に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業者に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。  
（我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供）

第六条 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めるときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならぬ。

2 前項の規定により他の行政機関に特定秘密を提供する行政機関の長は、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該他の行政機関による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

3 第一項の規定により特定秘密の提供を受ける他の行政機関の長は、前項の規定による協議に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

第七条 警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めるときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

2 前項の規定により都道府県警察に特定秘密を提供する場合には、第五条第三項の規定を準用する。

3 (略)



第八条 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために、適合事業者に当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めるときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六条第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしてい行政機関の長の同意を得なければならぬ。

2 前項の契約については第五条第五項の規定を、前項の規定により特定秘密の提供を受ける適合事業者については同条第六項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第八条第一項」と、「を保有する」とあるのは「の提供を受ける」と読み替えるものとする。

3 (略)

第九条 特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために必要があると認めるときは、外国の政府又は国際機関であつて、この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第六条第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしてい行政機関の長の同意を得なければならぬ。

(その他公益上の必要による特定秘密の提供)

第十条 第四条第五項、第六条から前条まで及び第十八条第四項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行ふ審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの

ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であつて、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第三百十六條の二十七第一項（同条第三項及び同法第三百十六條の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの

二 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百二十三條第六項の規定により裁判所に提示する場合

三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十九条の四において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

2 警察本部長は、第七条第三項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合のほか、前項第一号に掲げる場合（当該警察本部長が提供しようとする特定秘密が同号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合以外の場合にあつては、同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限る。）、同項第二号に掲げる場合又は都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例（当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定める都道府県の条例を含む。）の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合に限り、特定秘密を提供することができる。

3 適合事業者は、第八条第三項の規定による求めに応じて行政機関に提供する場合のほか、第一項第一号に掲げる場合（同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、当該適合事業者が提供しようとする特定秘密について指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限る。）又は同項第二号若しくは第三号に掲げる場合に限り、特定秘密を提供することができる。

第十一条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第一項又は第十五条第一項の適性評価（第十三条第一項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知があつた日から五年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行つた場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第一項第三号又は第十五条第一項第三号に掲げる者として次条第三項又は第十五条第二項において読み替えて準用する次条第三項の規定による告知があつた者を除く。）でなければ、行つてはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第一項又は第十五条第一項の適性評価を受けることを要しない。

- 一 行政機関の長
- 二 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）
- 三 内閣官房副長官
- 四 内閣総理大臣補佐官
- 五 副大臣
- 六 大臣政務官
- 七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項又は第十五条第一項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

(行政機関の長による適性評価の実施)

第十二条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価(以下「適性評価」という。)(を)を実施するものとする。

一 当該行政機関の職員(当該行政機関が警察庁である場合にあつては、警察本部長を含む。次号において同じ。)(又は当該行政機関との第五条第四項若しくは第八条第一項の契約(次号において単に「契約」という。)(に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなつた者(当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第一項の規定による通知をした日から五年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。)(

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第一項の規定による通知があつた日から五年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者(以下「評価対象者」という。)(について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一 特定有害活動(公になつていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であつて、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第三号において同じ。)(及びテロリズム(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第四号において同じ。)(との関係に関する事項(評価対象者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)(、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。)(及び同居人(家族を除く。)(の氏名、生年月日、国籍(過去に有していた国籍を含む。)(及び住所を含む。)(

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

四 薬物の濫用及び影響に関する事項

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨

二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 評価対象者が第一項第三号に掲げる者であるときは、その旨

4 行政機関の長は、第二項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(適性評価の結果等の通知)

第十三条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第三項の同意をしなかつたことにより適性評価が実施されなかつたときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者）をいう。第十六条第二項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

4 行政機関の長は、第一項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかつた旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかつた理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

(行政機関の長に対する苦情の申出等)

第十四条 評価対象者は、前条第一項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。

2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。

3 評価対象者は、第一項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。  
(警察本部長による適性評価の実施等)

第十五条 警察本部長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。

一 当該都道府県警察の職員（警察本部長を除く。次号において同じ。）として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該警察本部長がその者について直近に実施して次項において準用する第十三条第一項の規定による通知をした日から五年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二 当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る次項において準用する第十三条第一項の規定による通知があつた日から五年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 前三条（第十二条第一項並びに第十三条第二項及び第三項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第十二条第三項第三号中「第一項第三号」とあるのは、「第十五条第一項第三号」と読み替えるものとする。

（適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限）

第十六条 行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第十二条第三項（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかつたこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たつて取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によつて、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十八条各号、同法第七十五条第二項に規定する人事院規則の定める事由、同法第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十条各号、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第七条第一項に規定する者、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六条第一項各号、同法第四十八条第一項に規定する場合若しくは同条第二項各号若しくは第三項各号若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第二十九条第一項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。

2 適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のために、第三条第二項又は第三項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

（権限又は事務の委任）

第十七条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところによ

り、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(特定秘密の指定等の運用基準等)

第十八条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2・3 (略)

4 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第一項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長(会計検査院を除く。)に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。

(政令への委任)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条第一項及び第二項(変更に係る部分を除く。)並びに附則第九条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの間においては、第五条第一項及び第五項(第八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、第五条第一項中「第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができる」とされる者のうちから、当該行政機関」とあるのは「当該行政機関」と、同条第五項中「第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができる」とされる者のうちから、同項の」とあるのは「同項の」とし、第十一条の規定は、適用しない。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 次条後段に規定する場合を除き、施行日の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法(以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。)第九十六条の二第一項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第三条第一項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第九十六条の二第二項第一号の規定により付した標記又は同項第二号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第三条第二項第一号の規定によりした表示又は同項第二号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第四条第一項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

別表(第三条、第五条―第九条関係)

一 防衛に関する事項

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）
- 二 外交に関する事項
  - イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
  - ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第一号イ若しくは二、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。）
  - ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。）
  - ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
  - ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号
  - 三 特定有害活動の防止に関する事項
    - イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
    - ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
  - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
  - ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号
  - 四 テロリズムの防止に関する事項
    - イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
    - ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（欠格条項）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第九十九条から第一百二十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（任命権者）

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。）、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長（国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁以外の庁にあつては、外局の幹部職）に対する任命権は、各大臣に属する。2 前項に規定する機関の長たる任命権者は、幹部職以外の官職（内閣が任命権を有する場合にあつては、幹部職を含む。）の任命権を、その部内の上級の国家公務員（内閣が任命権を有する幹部職にあつては、内閣総理大臣又は国務大臣）に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。

3 （略）

（適用除外）

第八十一条 次に掲げる職員の分限（定年に係るものを除く。次項において同じ。）については、第七十五条、第七十八条から前条まで及び第八十九条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定は、適用しない。

一 臨時的職員

二 条件付採用期間中の職員

2 前項各号に掲げる職員の分限については、人事院規則で必要な事項を定めることができる。

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

目次



第一章～第五章 (略)

第六章 自衛隊の行動及び権限等

第一節～第四節 (略)

第五節 防衛秘密(第百十三条の二―第百十三条の十四)

第七章 (略)

附則

(条件附採用期間中の隊員等の分限)

第六十三條 任命権者は、条件附採用期間中の隊員又は臨時的に任用された隊員が法第四十二条第四号に掲げる事由に該当する場合又は勤務成績の不良、心身の故障その他の事由によりその官職に引き続き任用しておくことが適当でないと認める場合若しくは臨時的に任用しておく必要がなくなつた場合には、これらの隊員をいつでも降任させ、又は免職することができる。

第六章 自衛隊の行動及び権限等

第五節 防衛秘密

(標記の方法)

第百十三條の二 法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実な方法により付さなければならぬ。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

(通知の方法)

第百十三條の三 法第九十六条の二第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

(他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務)

第百十三條の四 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

- 一 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。
- 二 防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。
- 三 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手續に関すること。
- 四 防衛秘密の伝達(文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下この節において同じ。)の手續に関すること。
- 五 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。
- 六 当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。
- 七 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する事。

(契約業者における防衛秘密の取扱いの業務)

第百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者（次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一 防衛秘密の保護上必要な措置に関し役員及び職員が遵守すべき規則を定めている事。

二 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者を選任している事。

三 防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員に防衛秘密の保護上必要な措置に関する教育を行っている事。

四 防衛秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他防衛秘密の保護上必要な施設設備を設置している事。

2 契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の種類に指定に関する事。

二 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関する事。

三 防衛秘密の伝達の手続に関する事。

四 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関する事。

五 当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関する事。

六 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関する事。

七 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する事。

(防衛秘密管理者)

第百十三条の六 防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「防衛秘密管理者」という。）を指名するものとする。

(防衛秘密の指定に伴う措置)

第百十三条の七 防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

(防衛秘密の表示)

第百十三条の八 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第百十三条の二の規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

(防衛秘密の周知)

第百十三条の九 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

(職員の範囲の指定)

第百十三条の十 防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

(他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置)

第百十三条の十一 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

2 前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。

(防衛秘密が要件を欠くに至つた場合の措置)

第百十三条の十二 防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

(防衛秘密の取扱いの管理のための措置)

第百十三条の十三 防衛秘密管理者は、第百十三条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

(委任規定)

第百十三条の十四 この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

(償還金の金額)

第百二十条の十五 法第九十九条第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 法第六十四条の二に規定する防衛医科大学校卒業生(以下「卒業生」という。)の当該教育訓練の修了の時以後初めて離職した日(以下「離職の日」という。)が当該教育訓練の修了の日(以下「卒業日」という。)の属する月に属する場合別表第十二の上欄に掲げる卒業生の卒業日の属する月の区分に応じて同表下欄に掲げる金額

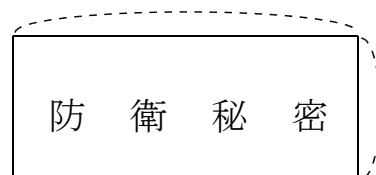
二 (略)

2・3 (略)

別表第十一(第百十三条の二関係)

二・五センチメートル

五センチメートル



備考

- 一 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。
- 二 図に示した大きさにより難い場合には、適宜の大きさとする。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

（分限及び懲戒の基準）

第二十七条（略）

- 2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることはない。

3（略）

（適用除外）

第二十九条の二 左に掲げる職員及びこれに対する処分については、第二十七条第二項、第二十八条第一項から第三項まで、第四十九条第一項及び第二項並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定を適用しない。

一 条件附採用期間中の職員

二 臨時的に任用された職員

- 2 前項各号に掲げる職員の分限については、条例で必要な事項を定めることができる。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

5 この法律(第九十四条の六第三号を除く。)において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

(任命権者及び人事管理の基準)

第三十一条 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、防衛大臣又はその委任を受けた者(幹部隊員にあつては、防衛大臣)が行う。

2・3 (略)

○内閣官房組織令(昭和三十二年政令第二百十九号) (抄)

(内閣情報調査室)

第四条 内閣情報調査室においては、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務(各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。)をつかさどる。

2 (略)